

長池まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、長池まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、長池駅周辺における安心・安全で、快適に暮らせる、賑わいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) まちづくりを進めるために必要な学習・調査研究・企画立案を行う。
- (2) 長池駅周辺地区の住民や事業者等に対してまちづくりの啓発・普及活動を行う。
- (3) 地域住民の意見を広く取り入れながら、市や地域の団体、民間事業者等と協働でまちづくり活動を行う。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業の実施を行う。

(会員)

第4条 協議会は、この会則に定める目的及び活動に賛同する次の会員を持って構成する。

- (1) 長池駅周辺地区に在住、在勤する者
- (2) 長池駅周辺地区のまちづくりに関心があり、協議会活動に参加又は協力できる者
- (3) まちづくりに関して専門的な知識を有する者

2 会員の入会については、その都度定例会で申出するものとする。

(資格の喪失)

第5条 会員は次の項目に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会の申し出があった場合
- (2) 継続して1年以上会費を滞納した場合
- (3) 協議会の目的や活動を妨げ、もしくは、協議会の信用を著しく損なう行為があった場合

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。ただし、監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 特別幹事 若干名
- (6) 監査役 2名

2 役員の数定数は役員会の審議により随時変更することができる。この場合においては、会長は、次の総会においてこれを会員に報告し、その承認を求めなければならない。

(役員を選任)

第7条 特別幹事及び監査役以外の役員は会員の互選により総会において選任される。

- 2 長池自治会、長池友が丘自治会、陽光ヶ丘自治会、長池商店会の各団体の会長又は推薦された役員を特別幹事とし、監査役は前年度の特別幹事の互選により選任する。
- 3 特別幹事及び監査役の任期は1年とし、特別幹事及び監査役以外の役員の任期は2年とする。ただし、役員の前任は妨げないものとする。
- 4 補欠により選任された役員の前任期は、その前任者の在任期間とする。

(役員の前務)

第8条 役員の前務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、協議会の前務を統括し会議の前務を前務める。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会議の前務な前務に努める。
- (3) 会計は協議会の前務事務の前務管理を前務る。
- (4) 幹事は協議会の前務及び活動に関する前務を前務る。
- (5) 特別幹事は、各団体との連絡調整を前務る。
- (6) 監査役は協議会の前務を監査する。

(役員の前務)

第9条 役員に対する前務は、支給しないものとする。ただし、会務のため要した前務は支給することが出来る。

(相談役)

第10条 協議会は、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の前務を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役は、協議会の前務や活動等に関し、会長が意見を求めた際に応ずる。
- 4 相談役の前務は1年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第11条 協議会の前務は総会、役員会、定例会で構成する。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会は毎年1回以上開催するものとし、会則の改廃、予算、その他重要事項について審議し決定する。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決するものとする。可否数が同数の場合は議長が可否を決定する。

2 欠席した会員は、総会の議事に対して、その議決権を会長に委任したものとみなす。

(役員会)

第14条 役員会は会長及びその他役員をもって構成する。

2 役員会は必要に応じ随時開催し、会長が招集する。

3 役員会は協議会の運営に関する必要事項を審議し決定する。

4 役員会は総会に付すべき事項の協議を行う。

(定例会)

第15条 定例会は、役員及び会員で構成する。

2 定例会は、会長が招集する。

3 定例会の議事は次のとおりとする。

(1) まちづくりの推進及び普及に関すること。

(2) 定例会に付すべき事項の調査・研究及び立案に関すること。

(3) 協議会の連絡・調整に関すること。

(部会)

第16条 協議会は、活動を円滑に進めるために、専門部会を設置することができる。

(会議の運営)

第17条 協議会の会議において必要と認められた事項は、随時会員に知らせ、意見を求める。

2 協議会の会議は公開とする。

3 協議会は、必要に応じて市並びに専門家の出席や資料の提供を求めることができる。

(会費等)

第18条 協議会の運営費は次の通りとする。

(1) 個人会員 年会費 1,000 円 (特別幹事を除く)

- (2) 団体（法人）会員 年会費 10,000 円（1 口）
- (3) 委託金、補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わることとする。
- 3 会計年度決算において余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越しするものとする。

（事務局）

第 19 条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 協議会は事務局の補佐を城陽市の所管部署に要請することができる。

（協議会の解散）

第 20 条 協議会は目的が達成された時、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

（会則の改正）

第 21 条 この会則に改正の必要が生じたときは、協議会において検討のうえ改正するものとする。

附 則

（施行期日）

この会則は、平成 25 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この会則は、平成 27 年 4 月 29 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この会則は、平成 31 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この会則は、令和 6 年 4 月 27 日から施行する。